

# 清瀬第五中学校保護者会規約

## 第1章 総則

<名称>

第1条 本会は清瀬第五中学校保護者会と称する。

<事務局>

第2条 本会は事務局を清瀬第五中学校内に置く。

<目的>

第3条 本会は次のことを目的とする。

- (1) 保護者の学校教育への理解を深め学校と家庭との協調をはかる。
- (2) 保護者の学校への希望を聴取して検討し、地域社会における生徒の健全な成長をはかる。
- (3) 本会は、保護者の学校行事や教育活動への理解と協力を得るよう努める。

<活動>

第4条 本会は前条の目的達成のため、次の活動をすることができる。

- (1) 学年懇談会
- (2) 地域懇談会・講演会
- (3) その他必要な活動

<会員>

第5条 本会は、本校に在籍する生徒の保護者によって構成されるものとする。

<会計>

第6条 本会の会費は1生徒につき、年額610円（保険料を含む）とする。なお、転入生の会費については、ひと月あたり50円とする。

## 第2章 組織及び運営

<保護者代表者会>

第7条 本会は、保護者代表者会を組織し、保護者代表者会は学年保護者代表者で構成する。

<学年保護者代表者>

第8条 学年保護者代表者は、各学年12名を選出する。

<学年保護者代表者の補完>

第9条 学年保護者代表者に欠員が生じた場合は、欠員が生じた学年よりその任期内において再度選出して補うものとする。

<学年保護者代表者の再選辞退>

第10条 学年保護者代表者を経験した者は、本人に再選について辞退の意思がある場合、当該学年に在籍した生徒が属する学年の保護者代表者の選出については辞退をすることができる。

また、保護者会会長、保護者会副会長、青少年問題協議会会長を経験した者は、本人に再選について辞退の意思がある場合、以後、保護者代表者の再選を辞退することができる。

<学年保護者代表者の免除>

第11条 特別な事情により学年保護者代表者ができない場合は、「保護者代表者免除申請書」を校長又は副校長に提出し面接を受け、その了承が得られた場合は、学年保護者代表者に選出されないものとする。

<学年保護者代表者選出に対する委任>

第12条 学年保護者代表者選出時、欠席をする会員は選出の結果について委任状を提出するものとする。

<本部役員>

第13条 各学年保護者代表者より、本部役員2名を選出する。

<本部役職>

第14条 本部役員6名より、保護者会会長1名、保護者会副会長1名、青少年問題協議会本部2名、会計2名を互選により選出する。

#### <行事における役員席>

第16条 合唱コンクール及び卒業式において、学年保護者代表者及び学年保護者代表者経験者は当該学年に在籍した生徒が卒業するまでの間、役員席を使用できるものとする。

また、本部役員並びに本部役員経験者は以後、役員席を使用できるものとする。

#### <保護者会役員>

第17条 学年保護者代表者より次の役員を選出する。

- (1) 書記
- (2) 青少年問題協議会担当
- (3) 友愛セール
- (4) 卒業対策委員

#### <役員等の任務>

第18条 役員等の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は、会を代表し、市内14校連絡会に出席する等、対外的に会を代表する活動を実施するとともに、保護者代表者会の運営にあたる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、対外的に会を代表する活動を実施するとともに、会長不在の場合は代理を務める。
- (3) 青少年問題協議会本部は、青少年問題協議会の運営にあたる。
- (4) 会計は、会費を管理する。  
なお会計報告は、年度末文書をもって会員に報告し、総会は開かないものとする。
- (5) 会計監査は、会の経理を管理する。
- (6) 書記は、代表者会の記録をつけ、保護者会だよりを発行する。
- (7) 学年保護者代表者は、教師との連帯を深める活動を計画、実施する。
- (8) 保護者代表者会は、各学期に1回以上定例会を開く事を原則とする。
- (9) 学年保護者代表者会は、必要に応じて開くものとする。

#### <会計監査>

第19条 保護者会会長は、保護者会構成員より会計監査をする2名を推薦し、保護者代表者会の承認を得るものとする。

#### <役員等の任期>

第20条 本会の役員任期は1年(再任可能)とし、新役員に引継ぎがなされるまでとする。

### 第3章 弔意規定

#### <死亡香典>

第21条 次の者が死亡した場合は、次の基準により香典を支出する。

- (1) 本校に在籍する生徒の場合は、5,000円とする。
- (2) 本校に在籍する生徒の父母又は保護者の場合は、5,000円とする。
- (3) 本校に在籍する教職員の場合は、3,000円とする。
- (4) 本校に在籍する教職員の配偶者、父母及び同居の義父母の場合は、3,000円とする。

#### <病気見舞い>

第22条 次の場合は病気見舞いとして、次の基準により支出する。

- (1) 本校に在籍する教職員が病気で1週間以上入院した場合は、5,000円とする。
- (2) 本校に在籍する生徒が1ヶ月以上入院した場合は、5,000円とする。

### 第4章 改正

#### <改正>

第23条 この規約の改正は、保護者代表者会議において討議し、決定するものとし、その結果を会員に周知するものとする。

#### 付則

この規約は、昭和56年4月1日より施行する。

平成29年4月1日 一部改正

平成31年4月1日 一部改正

令和4年4月1日 一部改正

令和5年4月1日 一部改正